

前回会議にて（9月 25 日）配布された資料 16（師岡会長作成資料）について

当日配布であったため、全体を詳細に読み込む時間もなく、概要をざっと見ただけで、議論に入った経緯があり、この様な進め方で不都合が生じた可能性を否定できません。会議の開催通知では、会議の資料は事前に送付する予定と明記されていたはずです。32 頁の長い会議録はともかく、今後の会議の論点に係る 4 頁の重要資料は当然事前に送付され、会議当日、実のある議論が出来るように設定されるべきです。

以下に、当該資料の内容についての疑問点を指摘させていただきたいと思います。
(もしも、小生の理解に誤りがあれば、具体的にご教示いただけすると幸甚です。
その場合にはお詫びし訂正させていただきます。)

1) メモ内容 1 の (1) (2)

本協議会設置要綱の第一条に関する部分

メモ後段の、“したがって、本協議会は、公私立、また認可、認証、認可外を問わず小金井市に設置されている全ての保育所を対象として展開される今後の保育行政に就いて、意見を述べることが求められているものである。” の部分について、

設置要綱をこのように解釈するのは“曲解”ではないかと思われます。

その理由は、設置要綱（資料 1）の第一条を見ると、

“保育所の設置主体に応じた保育の現状分析”とあります。設置主体は一つは市であり、もう一つは民間事業者（社会福祉法人等を含む）であることは明らかであります。したがって、設置主体に応じた保育の現状分析とは、公立園と民間園の現状の比較分析を意味するものと理解されます。（因みに第 2 回の会議で配布された資料 11 でも、この主旨に沿って、公立園、民間園という設置主体に応じた現状の確認情報が表にまとめて提示されています。）

これに続いて第一条では“市が設置する保育所の管理運営等の在り方の検討”とあり、更に所掌事項を定めた第二条の（2）では“市が設置する保育所の管理運営の効率化に関する事項”と、より具体的に効率化に関する意見が求められています。

要するに、要綱で述べられている“市が設置する保育所”とは何かということを正確にとらえて議論すべきではないか、ということです。

私見ですが、<市が設置する保育所>と<市に設置された保育所>では全くその意味が異なります。前者は設置主体が市である市立保育園（即ち公立保育園）のことであり、後者は、設置主体に関わらず市に存在する保育園を意味するものと解します。

これまでの当協議会の議論の中で、公設、民設とも、子ども達のことを第一に考え、熱心な保育が行われている点については差がないということも明らかになってきました。

したがって、全体の検討事項の中では、公立保育園の管理運営の効率化は重点検討事項として、この先充分議論が尽くされるべきものと考えられます。

残された3回の会議の時間配分の再調整で検討すべきかと思われます。

(因みに、第4回会議の会議録の30頁に会長と鈴木課長とのやりとりの箇所があり、公立保育園の在り方や運営方式の見直しは、公立保育園運営協議会の方で特化して議論しているのかとの会長の質問に対して鈴木課長は運営協議会の中で、それに特化してという形じやないのかなど。というくだりがあります。

然し、実際の運営協議会の議論のやりとりは、本協議会資料13に要点がまとめて記載されておりますが、例えば、市側が市の財政状況の説明をし、総合的見直しの必要性に言及すると、五園連側は財政が厳しいので総合的な見直しが必要ということなら、運営協議会本来の目的である保育内容の議論をすることと主旨が異なるのではないか等々、その他運営形態の見直しに関しても、その前に保育内容の検討協議が優先する等々、全く議論は平行線で実質的に議論はされていないに等しいという第三者としての見方です。

そもそも、公立保育園の効率的な運営を考える場合、民営化を選択肢に加えることは当然であり、先の当協議会会議での委員発言にもあったとおり、他市は何年も前に取り組んでいます。その議論に際しては、より広い立場のメンバーで構成された組織がふさわしく、現ユーザーの代表も含む当協議会がふさわしいと考えます。)

2) メモ内容 1の(3)

市長発言の部分に関する受け止め方

この部分を素直にとらえれば、小金井市では子ども子育て、保育などでやるべき施策は増大する一方であるが、財政事情が厳しい(つまりは対策を打つための財源が不足している)、この状況の中で子ども子育てを支援するためにどうしたら良いか知恵を貸して欲しい、公立民間の役割分担や、効率的且つ効果的な保育所の管理運営など保育全般について、意見を聞かせて欲しい。 ということでありましょう。

この文脈の中で重要なポイントは、現在だけでなく将来にわたって効果的な運営方策も検討してほしいという要請があると受け止めるべきでしょう。(市の保育事業総合的見直しの内容と照らし合わせれば、このことは明白なはずです。)

ところがメモ内容の中で、“したがって、本協議会は～”以降の文章においては、この点には全く触れることなく、保育の質の向上への対策のみを検討対象として絞り込

んでいるのは、まことに不自然な意見とりまとめの方針と言わざるをえません。財政面で効果的な対策も同時に検討するのは本協議会の役割ではありませんか？本文章はそのように訂正されて然るべきと思います。

3) メモ内容 3 対応の検討において検討すべき論点

検討すべき論点4項目の最後（4）に、“市が保有する保育施設の管理運営の効率化”とありますが、何故、要綱第二条の（2）＜市が設置する保育所の管理運営の効率化＞がこのように＜市が保有する保育施設の管理運営の効率化＞に置き換わってしまったのでしょうか？設置要綱で求められている重要検討課題が何故このように変更されたのかその経緯については説明を求めます。

市が設置する保育所の管理運営の効率化は、単に保育施設の維持管理対策に留まらず現行の運営経費の縮減策、将来も持続可能な運営形態の見直しが重要な課題にとりあげられていることは、総合的見直しの対策を見ても明らかであり、所謂民設民営化をどのように進めるかが、大きな課題であります。

したがって、この論点の題目は、設置要綱の検討事項の（2）と同じ内容に訂正されるべきと思います。

4) 当該メモが、本協議会の意見取りまとめとして、骨格たたき台となることには大きな違和感を覚えます。上記質問事項に加えて、骨格部分や各論部分において、各委員の異論や追加意見等について、事務局におかれでは、それらの意見も各委員（希望者）から書面で取得いただき、とりまとめ会議の前までに全員に配布をお願いします。その上で、全体議論の成果をとりまとめ、作業に取り掛かるのが公正適切なやり方ではないかと思います。

このように重い課題を短期間でこなすには、必要な措置と了解します。

ご検討をお願い致します。

以上の質問点に関しましては、次回会議の場でやっていては、本筋の議論の妨げになりますし、貴重な時間を費やすことになりますので、幸い次回の会議10月21日までには、時間的余裕がありますので、その間、しかるべき早い時期にご回答を頂き、調整の必要があれば、調整すべきと存じます。

平成27年9月30日
小金井市保育検討協議会委員
大塚和彦